

1964年6月10日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 天久豪太郎 | 2番 | 北嘉定 | 3番 | 菊苑 | 4番 | 天久 |
| 4番 | 安次富盛 | 5番 | 石川 | 6番 | 石川 | 7番 | 天久 |
| 7番 | 稻嶺盛康 | 8番 | 石田 | 9番 | 安次 | 10番 | 天久 |
| 10番 | 又吉正弘 | 11番 | 石川 | 12番 | 天久 | 13番 | 天久 |
| 13番 | 伊佐真得 | 15番 | 宮城 | 16番 | 天久 | 17番 | 天久 |
| 17番 | 伊佐貞寿 | 18番 | 中里 | 19番 | 天久 | 20番 | 天久 |
| 20番 | 仲村盛光 | 21番 | 古被 | | | | |

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 市長 | 仲村春勝 | 助役 | 奥屋真徳 | 収入役 | 沢し安一 |
| 総務課長 | 松川正義 | 財政課長 | 奥屋登俊 | 建設課長 | 島袋昌彦 |
| 経済課長 | 伊佐友誠 | 水道課長 | 国吉真義 | 民生課長 | 当山善喜 |
| 住民課長 | 仲村春信 | 消防課長 | 大城仁幸 | | |

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 奥屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第4. 議案第18号. 1965年度宜野湾市才入才出予算について

日程第5. 議案第19号. 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について

日程第6. 議案第20号. 宜野湾市職員定例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第21号. 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第22号. 宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第23号. 宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務

1964年6月10日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|-----|-------|-----|--------|-----|------|----|----|
| 1番 | 天久豪太郎 | 2番 | 比嘉定亮 | 3番 | 天久盛雄 | | |
| 4番 | 安次富盛信 | 5番 | 石川真六 | 6番 | 仲村里春 | | |
| 7番 | 稻嶺康 | 8番 | 石田英正 | 9番 | 安里明 | | |
| 10番 | 又吉正弘 | 11番 | 石川繁 | 12番 | 本川昇 | | |
| 13番 | 伊佐真得 | 15番 | 宮城盛昌 | 16番 | 官里敏行 | | |
| 17番 | 伊佐貞寿 | 18番 | 中里幸助 | 19番 | 武島行男 | | |
| 20番 | 仲村盛光 | 21番 | 古波蔵清次郎 | | | | |

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 市長 | 仲村春勝 | 助役 | 具屋真徳 | 収入役 | 沢し安一 |
| 総務課長 | 松川正義 | 財政課長 | 奥里将俊 | 建設課長 | 島袋昌兼 |
| 経済課長 | 伊佐友誠 | 水道課長 | 国吉真義 | 民生課長 | 当山善喜 |
| 住民課長 | 仲村春信 | 消防団長 | 大城仁幸 | | |

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 隈屋綾 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第4. 議案第18号. 1965年度宜野湾市才入才出予算について
日程第5. 議案第19号. 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算について
日程第6. 議案第20号. 宜野湾市職員定例の一部を改正する条例について
日程第7. 議案第21号. 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8. 議案第22号. 宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9. 議案第23号. 宜野湾市消防団員の定員・任免・給与・服務

等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第24号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第25号 宜野湾市手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について

議長～出席者17名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。よつてこれより本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議長～18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時00)

議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。尚午後は1時より再開致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時03分)

議長～再開致します。(午後1時50分)

議長～日程第4. 議案第18号. 1965年度 宜野湾市才入才出予算についてを議題と致します。

議長～本予算案に対する説明を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後1時51分)

議長～再開致します。(午後2時00)

市長～説明の前におわび申し上げますが、この予算説明書がまだ準備されて居りませんために皆様の審議するのに御迷惑をおかけした事をおわび申し上げます。自治法の166条に市町村長は毎年会計年度の才入才出予算は調整し遅くとも年度開始前20日までに提出してその議会の議決を経なければならぬとなつておりますが、今先作成してもらつたプリントをお配りしてありますをらよろしく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時03分)

等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第24号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第25号 宜野湾市手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について

議長～出席者17名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。よつてこれより本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議長～18番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時00)

議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。尚午後は1時より再開致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時03分)

議長～再開致します。(午後1時50分)

議長～日程第4. 議案第18号. 1965年度 宜野湾市才入才出予算について審議と致します。

議長～本予算案に対する説明を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後1時51分)

議長～再開致します。(午後2時00)

市長～説明の前におわび申し上げますが、この予算説明書がまだ準備されて居りませんために皆様の賛議するのに御迷惑をおかけした事をおわび申し上げます。自治法の166条に市町村長は毎年会計年度の才入才出予算は調整し遅くとも年度開始前20日までに提出してその議会の議決を経なければならないとなつておりますが、今先作成してもらつたプリントをお配りしてありますからよろしく御審議をお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時03分)

議 長～再開致します。(午後2時12分)

議 長～1965年度宜野湾市才入才出予算案は質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが、御審議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議 長～次は日程第5の議案第19号、1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算案を上提致します。本案に対する説明を求めます。

市 長～本案件もやはり法によつて皆様に提出することになつてそのプリントをお配りしてありますのでよろしく御審議をお願いします。

議 長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議 長～再開致します。(午後2時15分)

市 長～総合的な説明となりますと今までに入つていなかつたものが入つて居つたり、或は特に大きいものとか、一般会計では特に大きいのは建設関係の土木の事業でそれがら役所費の方では、特別委員会即ち今度条例で設定された所の委員会の費用が新しい費目として出て居ります。尚細かい数字の繰り入れ等につきましても、助役の方に代つて説明して載き又各課の事業の計画については、課長の方で説明して戴こうと思つて居ります。水道においては前の議会に計画していたものを一応買い取りましたが、今度は今まで水道公社が見て居つた各米人住宅あたりの水道の施設を市の方で買い取つて今まで特別扱いして居つたのを全部なくして市の条例を適用して給水したいと云う訳でこの費用が計上されて居ります。よろしくお願いします。

議 長～暫休憩致します。(午後2時17分)

議 長～再開致します。(午後2時18分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～宜野湾市予算決算取扱い規則の第1項第4号は特別会計云々と云う字くがあります。いや特別会計でなくして公営事業であります。本市の水道事業はこの第1項第4号に云われている公営企業に該当するかしないか。或はこれに準じて管理運営が為されているかどうか

市 長～これは公営企業であると思ひますが、今その経営については一般の

公営企業と同様な複式簿記による所の会計経理はやつて居りませんので、今それについて研究を進めている所であります。

5 番～只今の御説明によりますと本市の水道事業は宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号による所の公営企業には該当しないと云うことになりますか。現時点においては、そうですか。(はい)
然らば何日から該当する様に管理運営をやりますか。

市長～これを完全に公営企業にするには、今政府で準備している所のものが立法されて後になると思います。

5 番～この予算決算取扱い規則にある所の公営企業と云うのは、公営企業法で云う所の公営企業でありますか。それとも公営企業は該当しないんだが、この事業の性質から云うと公営企業である場合にそれを指しての公営企業であるのか、予算決算取扱い規則や1項第4号の中、公営企業と云う字くの判然としないから聞いているんです。公営企業法が適用される公営企業の意味か、それとも公営企業法の適用を受けない公営企業であるのか、その辺があいまいであります。

市長～今の御質問は予算決算は公営企業法による方法を適用してやつているのか、それとも。

5 番～ばく大な予算の上提に関連して私は質問をやつて居りますから、然し私の質問は管理運営全部にまたがつていますが、今の処予算に限って質問しています。したがつていまして宜野湾市予算決算取扱い規則第1項第4号、いわゆる予算を上提する場合の提出すべき資料であります。この第4号には貸借対照表並びに損益計算書があります。そこで但書きとして掲派の中にその貸借対照表並びに損益計算書は公営企業のみと証われて居ります。そこで宜野湾市の土水道事業はそこで云う公営企業に該当するかしないかを私は聞いています。

市長～先の質問にもありましたが、事業としては企業公営企業として認められるけれども実際の運営上においては、まだ公営企業としての予算決算の取扱いが行われて居らないと云うことを申し上げたのであります。それが完全に公営企業として取扱われ予算決算の方法もちやんとやられるには今政府で準備されている所の公営企業法施行規則が出来上がらないと完全に公営企業の取扱いにはならないと云うことであります。

5 番～1番土台になる所の条文の解しやくは重要問題でありますから、もつと掘下げて質問いたします。予算決算取扱い規則第1項第4号に掲げた所の公営企業のみと云う字くがあります。その解しやくは公営企業法を適用される所の公営企業に限定されるのか、それと

も公営企業法は適用は受けないのだが、その事業が公営企業であるものを指して云うのか、当局で制定された規則であります。例えば現在宜野湾市の水道事業は従業員30名に達しませんから公営企業法は適用しません。然し性格そのものは公営企業であります。そう云う立場に立つてこの第1項第4号のいわゆる予算議会への提出資料として要求されていますが、括弧書きで公営企業のみとなつて居ります。この公営企業のみとなつて居るは、この定義を聞いていない訳であります。公営企業法に該当する公営企業であるのか、そうでない公営企業の方であるのか、その点についてはまだ説明がございません。

総務課長～補して御説明申し上げます。只今の御質問は大変当を得た御質問であります。これは予算を審議する場合にはいろいろな資料が必要であるし、それによつて適正な予算編成なつてはどうか。そう云う点も検討する意味からも関係資料と云うのは大変必要であると申しますが、この規程で云う公営企業と云うのは、あくまでも市町村と云う法機関の規定でございますので、いわゆる関係法に基くいわゆる関係法に連する公営企業であります。即ち市町村公営企業法に基く企業でございます。然し運用の問題であります。先程から説明がありました様に政府の方でも企業法は立法したんだが、それに対する施行規則と云うのがまだもつて作り得ないと、それで極力様その施行規則も早めに作つてその法による運営をさせたい意向の様ではあります。まだそれが出来ていないと云うふうで、市町村においては、その法律で云う所の公営企業と云うのは今の所ないと云うふうな現状であります。そこで運用については準じてやるか云う方法もあると思ひますが、先きも申し上げました様にこの規程は法機関としての規程でございますから、法律で云う所の公営企業をさして云う訳であります。運用についてのことはいろいろ考察されるべき点はあると思ひます。

5 番～では、その公営企業法に準じて管理運営は為さるべきであると云う考え方でありますか。でありますせんか。その辺をはつきりさせて下さい。

総務課長～厳密に云う公営企業法による運営が妥当だと云う考え方は、はつきりであります。既に母法には出来ているんだから、種光的にでもそう云う事を考慮に入れて運営して行くべきだと云うことは考えられる事です。

5 番～私の質問は予め申し上げました様に予算決算いわゆる水道事業の範囲内に限定して質問して居ります。したがつてその財政運営、会計処理の問題は公営企業法に準じてやるべきであるかどうか、その考えを説明願ひます。いわゆる複式簿記を用いて為すべきであるかどうか。

事務課長～その点については今度那覇市の方が九州の福岡市の方から関係専門職員を招へい致しまして公営企業法を適用した場合の地方自治体の事業運営、会計経理の方法とか、そういうものの指導を受けて居ります。関係市町村もそれに参加させてもらつて一応その指導を受けて居りますが、それに替いて那覇市としても全面的に切り替へたいと云う意向から政府の方にその要望をした様であります。然し地方課としては、今の所我々自体の間取もまだだから暫待つてもらいたいと政府としては回答をした様であります。その辺から一つ御了承願いたいと思ひます。

5 番～はい分かりました。

議長～本案は質疑の段階で継続審議に致したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～次は日程第6、議案第20号、宜野湾市職員定額条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

議長～本案に対する提案者の説明を求めます。

市長～提案の理由については、こちらに示した通りでありますけれどもこれにつきまして数字を申し上げますと今度市の職員の定数を建設課と財政課にどうしても増さなければならないと云うので提案しました。よろしく御願ひ申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後2時33分)

議長～再開致します。(午後2時40分)

4 番～今度増員になる所のそれぞれの課において、その理由を課長の方で御説明願ひます。

議長～暫休憩致します。(午後2時41分)

議長～再開致します。(午後2時42分)

民生課長～それは来る7月1日を期して健康都市の宣言をしまして、そして推進する段階になる訳であります。今の所保健衛生関係の職員と

総務課長～その点については今度那覇市の方が九州の福岡市の方から関係
間取員を招いて致しまして公営企業法を適用した場合の地方自治体
の事業運営、会計経理の方法とか、そういうものの指導を受けて居
ります。関係市町村もそれに参加させてもらつて一応その指導を受
けて居りますか。それに替いて那覇市としても全面的に切り替えた
いと云う意向から政府の方にその要望をした様であります。然し
地方課としては、今の所我々自体の間取制定もまだだから暫待つ
てもらいたいと政府としては回答をした様であります。その辺から
1つ御了承願いたいと思います。

5 答～はい分かりました。

議 長～本案は質疑の段階で継続質疑に致したいと思ひますが、御異議ござ
いせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～次は日程第6、議案第20号、宜野湾市職員定額条例の一部を改正
する条例についてを議題と致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

市 長～提案者の理由については、こちらに進示した通りでありますけれど
もこれにつきまして数字を申し上げますと今度市の職員の定数を健
設課と財政課にどうしても増さなければならぬと云うので提案し
ました。よろしく御願ひ申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時33分)

議 長～再開致します。(午後2時40分)

4 答～今度増員になる所のそれぞれの課において、その理由を課長の方で
御説明願ひます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時41分)

議 長～再開致します。(午後2時42分)

民生課長～それは来る7月1日を期して健康都市の宣言をしまして、そして
推進する段階になる訳であります。今の所保健衛生関係の職員と

してありますが、保健衛生のみ仕事をしているのがなくて他の
移民関係それから労働関係、環境衛生と云う様な仕事は為さ
居りますが、それには只2人しか居りませんので当然都府の
言葉を為しその推進と云う段にならなると、今までの様に
事が考えられて居りますので、そう云つた職に就けたいと
居ります。

財政課長～財政課の4名の増は固定資産評価員の評価の補助員としてこの採用
であります。これは市税(市民、固定、事業、不動産)の調査士
課におきましては、税務職員5名に、固定資産評価員をこれら
地の係の2名に補助して非特率に専らこれまで4税の調査に
居りますが、これは非特率に専らこれまで4税の調査に
しく土地評価の基準表も添えられて居りますし、又58年に
つた家屋調査の基準表も添えられて居りますし、又58年に
家屋の調査がなくなり、それと併行しまして今後は土地家
市町村税の中かくなると思ひます。重要な税目であるので、
これの調査課におきましてはより高度に迅速に課税する意味
新しく補助員が4名加つて現在に評価員と5名で調査を
課まで系統立つた処理をしてもらつて云う意味で、4名の増
員を提案した訳であります。そして残り5名に市税の限
調査から課まで一貫した仕事をし、仕事をし、仕事をし、
をはつきりしたいと思つて居ります。

水道課長～水道課の3名の増員につきましては、64年度中に水道公社から
移管管数が約1,000管ありまして、急激に給水管数が多くなり
ました為それ臨時職員として今まで3名採用して居りましたが
これを定員化しようと思つたことと今度3名の増にしたい訳
であります。

建設課長～建設課では今度6名増員を予定して居ります。その内5名が技術
員で後1名が技能員であります。それで建設課においては土木
名、区画整理の方5名、それから都計の方に現在4名配置して
居ります。所が区画整理の方現在非常に遅れて居りますので、
してもその方に増員を3名して都計の方、目録補助関係の資
料、設計関係資料が政府の方で要求されて居りますので都計
2名を当て、~~カ~~強化して行きたいと云うふうで考へて居りま
す。それから技能の方1名は、ローラーを買ひたいと云う
イターとタイヤツプして土面の補修を立派にして行きたい
と云うふうで考へましてローラーをどうして買つてもそれ
た職員をつけて立派な道にしたいと云う訳で技能職の方に
け足してあります。以上であります。

10番～一寸市長さんにお伺いします。建設課の技術士と云う職員の質につ
いてでございますが、もろ論技術家と云つても学校を卒業したすぐ

してありますが、保健衛生のみの仕事をしているのがなくて他の移民関係それから労働関係、環境衛生とか云う様な止事が為されて居りますが、それには只2人しか居りませんので当然健康都市の宣言を為しその推進と云う段階になりますと、今までになかった様な事が考えられて居りますので、そう云った職に就けたいと云う思つて居ります。

財政課長～財政課の4名の増は固定資産評価員の評価の補助員としての採用であります。これまで市税（市民・固定・事業・不動産）の調査賦課におきましては、税務職員5名に、固定資産評価員それから土地の係の2名に援助してもらつてこれまで4税の調査賦課に當つて居りますが、これでは非常に事務能率が改善がいきないと、今度新しく土地評価の基準表も示されて居りますし、又58年に適用になつた家屋にまつたの基準表も今度改正になりまして65年度は土地家屋の一斉調査があります。それと併行しまして今後は土地家屋か市町村税の中かくになると思ひます。重要な税目でありますので、この調査賦課においてはより高度に迅速に課税すると云う意味で新しく補助員が4名加わつて現在の評価員と5名でもつて調査から賦課まで系統立つた処理をしてもらつてと云う意味合いで、4名の増を提案した訳であります。そして残りの5名においては市民税を調査から賦課まで一貫した仕事をしてもらつてと云うその仕事の分限をはつきりしたいと云う思つて居ります。

水道課長～水道課の3名の増員につきましては、64年度中に水道公社から移管栓数が約1000栓位ありまして、急激に給水栓数が多くなりました為にならばそれで臨時職員として今まで3名採用して居りましたがこれを定員化しようとする様なことと云うことで今度3名の増にしたい訳であります。

建設課長～建設課では今度6名増員を予定して居ります。その内5名が技術員で後1名が技能員であります。それで建設課においては土木に5名、区画整理の方に5名、それから都計の方に現在4名配置してあります。所が区画整理の方が現在非常に遅れて居りますので、どうしてもその方に増員を3名しまして都計の方が、日政援助関係の資料、設計関係資料が政府の方で要求されて居りますので都計の方に2名を当てがつつ強化して行きたいと云うふうで考へて居ります。それから技能の方の1名は、これはローラーを買いましてグレイターとタイアツブして土面の補助修を立派にして行きたいと、そう云うふうで考へましてローラーをどうしても買つてそれに専従した職員をつけて立派な道路にしたいと云う訳で技能職の方に1名つけ足してあります。以上であります。

10番～一寸市長さんにお伺いします。建設課の技術家と云うモ員の質についてでございますが、もち論技術家と云つても学校を卒業したすぐ

の人()は学校を卒業して、それが相当の年数をそれによつた人とそう
云う技術と云つても相当な程度までございませぬが、新しい採用も
る技術員は大体どう云つた様な程度の技術員を採用されるつ
その辺お伺い致します。

市長～今技術をもつた職員の採用について御質問でございませぬが、それ
の採用には非常に困つて居りますが、一つは技術者が得にくい、いま
もう一つはその点を考へて採用する場合は色々中から選ぶ場合に学校
す、尚又大市や工業高校などは年度が改まる7月頃までは、今前
は4月頃になりまして、その間は、その前には、その前には、その前
は就いてしまふと云うので、その間は、その前には、その前には、その前
方がないか、と云うので、その間は、その前には、その前には、その前
くは、その間は、その前には、その前には、その前には、その前には、その前
では、その間は、その前には、その前には、その前には、その前には、その前
うと云うので、その間は、その前には、その前には、その前には、その前
して、その間は、その前には、その前には、その前には、その前には、その前
れで、その間は、その前には、その前には、その前には、その前には、その前
時に、その間は、その前には、その前には、その前には、その前には、その前

議長～暫休憩致します。(午後2時50分)

議長～再開致します。(午後2時51分)

16番～定数条例の一部改正となつて居りますけれども、定数の一部改正につ
きましては、役所内部の機構とか、その面でもよく検討されてから
のことだと思ひますけれども、あらゆる各課が、その面でもよく検討
れるますけれども、各課からの要望があつたのか、それとも各課から
合せてこれだけに留めたのか、それとも各課からの要望があつた
のかどうか。

市長～只今の御質問にお答えしますが、要望は各課からありましたが、正直
に申上げますと、仕事はいくらでも山積されておると思ふんですが、
出来るだけ能率を上げて、あまり人手を多くせず、質をよくする様に
して行きたいとどうも今までの仕事に、支えの財源との関係もあつ
云う様な時に増して行きたいと云うので、実は財源との関係もあつ
て各課からの要望の中には、支えの財源との関係もあつたものと
思ふので、それで今、所はこれだけ、是非増さなければならぬと云つた
についてだけ提案してあります。

12番～経済課長にお伺いします、現在まで5名の技術員を使つて居ると、

の人域は学校を卒業して、それ相当の年数をそれにやつた人とそう云う技術と云つても相当幅開が広いのでございますが、新に採用する技術員は大体どう云つた様な程度の技術員を採用されるつもりかその辺お伺い致します。

市長～今技術をもつた職員の採用についての御質問でございますが、その採用には非常に困つて居りますが、1つには技術者が得にくい、もう1つにはそのそこの仕事が継続していつまでもあるのではないし、そう云う点も考へて採用する場合に色々悩みがある訳であります。尚又大学や工業高校あたりの卒業生の中から選ぶ場合に採用するのは大体市町村の方では年度が改まつて7月頃になるが学校の方では4月頃になりますので既に7月頃までは仕事を見つけて仕事に就いてしまうと云う面もあります。今度の場合には主として優先しゆかな者を選んで採用するに、その前に1応どう云うふうを選んでい方がよいか、と云うので去つた3月頃瑞大にも、これから次々忙しくなるので今の陳容では足りないので一応は条例の制定ができるまでは臨時でもよいから、そう云う優秀な者を前もつて約束して置かうと云うので、卒業する者、瑞大からも工業高等学校からも推選してもらつて選んで一応臨時として今これを採用してあります。それとこれを今先お話のあつた此の6名は優秀なものとして選んで臨時に採用してありますので之を定員化しようとする事でございます。

議長～暫休憩致します。(午後2時50分)

議長～再開致します。(午後2時51分)

16 答～定数条件の一部改正となつて居りますけれども定数の一部改正につきましては役所内部の機轉とか、そう云う面もよく検討されてからのことだと思ひますけれども、あらゆる各課が陳容不足だと考へられるますけれども、各課からの要望があつたのを削つて財源を照合させてこれだけに留めたのか、それとも各課からの要望がなかつたのかどうか。

市長～只今の御質問にお答えしますが、要望は各課からあります。正直に申し上げますと仕事はいくらでも山積されてあると思ふんですが、出来るだけ能率を上げてあまり人手を多くせず質をよくする様にしていきたいとどうしても今ままでは仕事に差与えるので困ると云う様な時に増して行きたいと云うので、実は財源との関係もあつて各課からの要望の中には応へることの出来なかつたものが多々あります。それで今の所はこれだけは是非増さねばならないと云つた面についてだけを提案してあります。

12 答～経済課長にお伺いします。現在まで5名の技術員を使つていると、

その技術員の中から2名をぬいて1般事務面に2名プラスした。その
うなるも現在の5名の中2名をぬいて事務吏員にすると云う事ですが
現在実際には技術員ではなかつた訳ですか。

経済課長～身分上においては、技術員と云うことになつていたんですか。と
場と市場の徴収員が事務吏員に変更した訳です。商工業関係を担当
している方も技術員ではあつたんですが、これを事務吏員に変更
して居ります。

1 番～経済課長にお伺い致しますが、市界格と共に市内に商工業者が相当ふ
えていて現状であります。今度の経済課の定員は5名位でありま
すが、商工業の育成のためにもつと係を増員してその対策を講ずる
考えはもつていませんか。それとも又現状のままでもやつて行
かざるやつて行けると云う御考えをおもちですか。

経済課長～商工業の担当の件であります。その方は市としては人材をもつ
てやるべきと思ひますが、商工会担当の者を育成して充てを固
めてやると思ひます。役所の育成と云うことは或程度はありま
すが、それを今まで現在おいてやつて商工業の育成においては商
工を所を通じてやつてもらふと云うふうにお考えしております。

1 番～只今商工会議所と密な連絡を保つて商工業の育成に当ると云う答
を弁なされて居る様で御座います。然し市の現状におきましては
商工業者自体もしつかりした活動がない。その内容は弱体化した
状態でありまして、そこで経済課としては極く積極的に商工業の
育成に力を入れなければならぬかと考えて居る訳であります。只
現状を維持すると云つた様な状態ではどうにもならぬ
政策的に全然動いてないと云つた状態そこを留意してもらつて考
え行ななければいかんと思ふ訳ですが、その点課長は全然考へて
居らない訳ですか。

経済課長～今の所は、

議長～暫休憩致します。(午後3時00)

議長～再開致します。(午後3時02分)

1 番～今回の予算書を見ますと滞納繰越が\$45000ありますが、これ
は原則的に申上げますと繰越と云うのはあつてはいけないことであ
りますが然し、現実これだけあると云うことは徴税事務これこれ
に原因があると云うふうには考えられず、したがつて今度の増
員は固定資産の評価補助員と云うことになつて居りますが、それだ
けで充分財政課の機能を發揮できるかどうか。又実際の必要な人員
は何名であるか、何名の増員時点においてはこれだけに割られたか

その技術員の中から2名をぬいて1般事務面に2名プラスした。そうなると現在の5名の中2名ぬいて事務吏員にすると云う事ですが現在実際には技術員ではなかつた訳ですか。

経済課長～身分上においては、技術員と云うことになつていたんですか。場と市場の徴収員が事務吏員に変更した訳です。商工業関係を担当している方も技術員ではあつたんですが、これを事務吏員に変更して居ります。

1 番～経済課長にお伺い致します。市昇格と共に市内に商工業者の相当ふえている現状であります。今回の経済課の定員は5名位であります。商工業の育成の爲にもつと係を増員してその対策を講ずる様な考えはもつていませんか。それとも又現状のままでそう云つた面までもやつて行けると云う御考えをおもちですか。

経済課長～商工業の担当の件であります。その方は市としては人材をもつてやるべきとは思いますが、商工会担当の者を育成して充実に図り度いと思ひます。役所の育成と云うことは或程度限度がありますか。それを今まで現在においてやつて商工業の育成においては商工会議所を通してやつてもらふと云うふうに考えております。

1 番～只今商工会議所と緊密な連絡を保つて商工業の育成に当ると云う答弁をなさつて居る様で御座います。然し市の現状におきましては商工業所自体もしつかりした活動がない、その内容は弱体化した様な状態です。そこで経済課としては極く積極的に商工業の保護育成に力を入れなければならぬかと考えて居る訳ですが、只現状を維持すると云つた様な状態ではどうにもならぬ政策的に全然動いてないと云つた状態そこを留意してもらつて考えて行かなければいかんと思ふ訳ですが、その点課長は全然考えて居らない訳ですか。

経済課長～今の所は、

議 長～暫休憩致します。(午後3時00)

議 長～再開致します。(午後3時02分)

1 番～今回の予算書を見ますと滞納繰越が\$45000ありますが、これは原則的に申上げますと繰越と云うのはあつてはいけないことではあります。然し、現実にこれだけあると云うことは徴税事務かこれに原因があると云うふうに考えられます。したがつて今この増員は固定資産の評価補助員と云うことになつて居りますが、それだけで充分財政課の機能を發揮できるかどうか。又実際の必要な人員は何名であるか、何名の中現時点においてはこれだけに割られたか

ですか、お伺いします。

財政課長～今度の4名の増におきましては、滞納繰越の徴収を出来るだけな
くすると云う面からは人員増は必要だと思いますが、これまで滞納
繰越額が増大して行つた云う原因の中には、人員不足が原因で
つもおくれがちであつた、それで納期限が示された納期限を守
ることが出来なかつた、そう云う点も多分にあると思ひます、それ
で今度の4名の増によつて固定資産関係それから所得を主にする
市民税、事業税をその人員可能な限り条例に示された納期限内に
徴収する様賦課をして行く云う面でもよく年に繰越されて行く滞納
額を少くして行くことが出来、その年度内での徴収がつか成積
を上げて行けるんじゃないかと云うふうを考へて4名の増をお願
してあります、それから今までの滞納額の\$45000について、5
月現在で18000、\$余りの\$27000は徴収済みですが、まだま
だ多額の税金が残つて居ります、然しこれは今度新しく納税補助
助金の規則を設けまして、そういう行政区自体の新納税組を作つて
行けば、またその面からの云う年度内の完全納税の云う面を一
歩近づけて行けるんじゃないか、こういう二通りの方法を突
して、近づく成積がいくじないかと云うことであらう、さ
を充分検討しまして徴収員増員とか、そう云う面も考へて
年度いとういうふうを考へて居ります、

1 番～現時点においては、今の陣容で充分やつて行けるとそういう考へで
ありますか、

財政課長～そういうことであります。

1 番～これは従来の徴収税の定員は、先程も課長が申しましたけれども、
令書の発行自体に問題がある様であります、これを期限内に送付し
てない云う現時点において、そう云つた事務面が先ず優先的に改
善されなければいけません、云うふうを考へてありますが、又後に
ない云う人教では不十分であると云う理由で増員しなくては
ない云う様な事象が若し現時点で容易にゆ慮せられるならばこ
れをこの機会に改めるべきでないかと私は考へますが、この陣容
で充分やつて行ける訳でありますか、

財政課長～今の事務面のことで課長が遅れがちだと云う御意見でございます
がこの面は今年度の予算にも繰り込まれて居りますが、事務内
容の改善と云うことで新しく今度組合が使つているオリビウテイと
云う会計器を\$1880組んでありますが、これを購入して現在の
徴収台帳を令書の様式を改めましてカード式にしていつべんに令書
を徴収簿が打てる様な事務の方法でやつて行き度いと思つて居り
ます、

ですか、お伺いします。

財政課長～今度の4名の増におきましては、滞納繰越の徴収を出来るだけなくすると云う面からは人員増は必要だと思いませんか。これまで滞納繰越額が増大して行つたと云う原因の中には、人員不足で課税がいつもおくれがちであつた。それで納期限が示された納期を遵守することが出来なかつた。そう云う点も多分にあると思ひます。それで今度の4名の増によつて固定資産関係それから所得を主に市民税・事業税をその人員で可能な限り条例に示された納期限内に遵守する様賦課をして行くことと云う面でもよく年に繰越されて行く滞納額を少くして行くことが出来ると云う年度内の徴収もつと成積を挙げて行けるんじゃないかと云うふうに考えて4名の増をお願いしてあります。それから今までの滞納額の\$45000については、5月現在で18000\$余りの40、8%は徴収済みですが、まだ多額の税金が残つて居ります。然しこれは今度新しく納税奨励補助金の規則を設けまして、そういう行政区自体の納税組織を作つて行けば、またその面からのそう云う年度内の完全納税と云う面でも歩み近づけて行けるんじゃないか。こういう二通りの方法を実施して若しも成積がいちじるしくないと云うことであれば、この1ヶ月を充分検討しまして徴税吏員の増員とかそう云う面も考えて行き度いというふうに考えて居ります。

1 審～現時点においては、今の陣容で充分やつて行けるとそういう考えでありますか。

財政課長～そういうことであります。

1 審～これは従来の徴収税の定員は、先程も課長が申しましたけれども、令書の発行自体に問題がある様であります。これを期限内に送付してないという現時点においてそう云つた事務面が先ず優先的に改善されなければいかんと思ふに考へる訳ですが、又後に後になつてこの人数では不十分であると云う理由で増員しなくちゃいけないと云う様な事態が若し現時点で容易にゆる見せられるならばこれをこの機会に改めるべきでないかと私は考へますが、この陣容で充分やつて行ける訳でありますか。

財政課長～今の事務面のことで課税が遅れがちだと云う御意見でございますがこの面は今年度の予算にも繰り込まれて居りますが、事務内容の改善と云うことで新しく今度組合が使つているオリベツテイと云う会計器を\$1880购进してありますが、これを購入して現在の徴収台帳を令書の様式を改めましてカード式にしていつべんに令書を徴収簿が打てる様な事務の方法でやつて行き度いと思つて居ります。

ぐうをする訳ですか。

財政課長～直接区長に対する手当ではありません。規則の中にもはつきり書いてありますが、直接納税義務者に補助金を還元してはならないとこれは行政区に補助金が交付される以上はその行政区の予算の中に補助金として受け入れてもらうという事であります。

8 番～別表の徴税手当と宜野湾市職員等の旅費に関する条例の第2条の2項及び第3項に重複することになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

総務課長～只今のは出張との関連でございますが、この特殊勤務の問題は出張とは全然別個のものであります。特殊勤務というのは通常の勤務でない状態。職員が勤務に従事する場合、著しく危険不便という様な勤務という様な通常でない勤務で、その勤務に対する報酬については、特に必要とする場合はその勤務に応じて特殊勤務手当を支給するというふうなことでありまして、それはあくまでも、その勤務状態に対する助成という意味からの手当でございます。それから出張というものに対しては費用弁償でございますので、性質は全然別個なものであります。只勤務の状態が外勤ということになると管内出張と同じ意味でないかというふうに考えられますが、その点については、この業務自体においてはもち論出張という行為によつて行う場合もあり得ると思いますが、或は業務自体が渉外でしか成立しなという意味のもの例えば運転手でございますら、外に車を運転して歩くという自体が勤務であります。そういうふうな特殊な行為もございまして、今申上げた様に旅費というのはあくまでも出張という行為に対しての費用弁償で出張であろうが外勤者であろうが、その勤務に~~お~~就くという状態が著しく普通と性質を異にすると先の条例の2項にあります様な状態にあるということから特別に与える手当であります。結局給与プラスのものであります。

8 番～通常勤務が外出して調査に行くということは、特殊勤務とは私は考えません。それは普通勤務の延長であります。普通役所に居つて働くのが普通であるんだが特殊な事については出かけて行つて調べなくては分らんからというので外に出て調査するという事は普通勤務の延長だと私は思います。然らば一歩外に出た場合には出張として認められて旅費が支給されるのであるから、特殊勤務だとは私は考えられないと思います。

総務課長～特殊勤務というのは、ここに述べてあります様にその仕事に従事する際著しく危険である。或は不かいである。或は不便である。或はその他通常でない勤務、いわゆる外勤する人でもこの特殊勤務に該当した人々はたくさん居られるが、ここに掲げてある項目は13

ぐうをする訳ですか。

財政課長～直接区長に対する手当ではありません。規則の中にもはつきり書いてありますが、直接納税義務者に補助金を還元してはならないとこれは行政区に補助金が交付される以上はその行政区の予算の中に補助金として受け入れてもらうという事でありませぬ。

8 番～別表の徴税手当と宜野湾市職員等の旅費に関する条例の第2条の2項及び第3項に重複することになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

総務課長～只今のは出張との関連でございますが、この特殊勤務の問題は出張とは全然別個のものであります。特殊勤務というのは通常の勤務でない状態、職員が勤務に従事する場合、著しく危険不便という様な勤務という様な通常でない勤務で、その勤務に対する報酬については、特に必要とする場合はその勤務に応じて特殊勤務手当を支給するというふうなことでありまして、それはあくまでも、その勤務状態に対する助成という意味からの手当でございます。それから出張というものに対しては費用弁償でございますので、性質は全然別個なものであります。只勤務の状態が外勤ということになると管内出張と同じ意味でないかというふうに考えられますが、その点については、この業務自体においてはもち論出張という行為によつて行う場合もあり得ると思ひますが、或は業務自体が渉外でしか成立しななという意味のもの例えば運転手でございますら、外に車を運転して歩くという自体が勤務であります。そういうふうな特殊な行為もございまして、今申上げた様に旅費というものはあくまでも出張という行為に対しての費用弁償で出張であるらうが外勤者であるらうが、その勤務に必要を就くという状態が著しく普通と性質を異にするのと知る条例の2項にあります様な状態にあるということから特別に与える手当であります。結局給与プラスのものであります。

8 番～通常勤務が外出して調査に行くということは、特殊勤務とは私は考へません。それは普通勤務の延長であります。普通役所に居つて働くのが普通であるのだが特殊な事については出かけて行つて調べなくては分らんからというので外に出て調査するということは普通勤務の延長だと私は思ひます。然らば一歩外に出た場合には出張として認められて旅費が支給されるのであるから、特殊勤務だとは私は考へられないと思ひます。

総務課長～特殊勤務というのは、ここに述べてあります様にその仕事に従事する際著しく危険である、或は不^レ安全である、或は不便である、或はその他通常でない勤務、いわゆる外勤する人でもこの特殊勤務に該当した人々はたくさん居られるが、ここに掲げてある項目は13

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時42分)

議 長～再開いたします。(午後3時52分)

議 長～日程第7・議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一 応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由は案にある通りで、要するに役所職員の給与の体系を1本化したいという意味で取扱いにも困るので、これを一まとめにしたいという意味で提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時54分)

議 長～再開いたします。(午後4時5分)

5 番～実際に市民が税を納める場合には末端行政の事務委託者である所の自治会長が直接集める時これは徴税業務の一端であります、この場合これと関連してどういうふうに取り扱いますか。

財政課長～自治会長との委託契約との内容にもあります通り納税についての自治会長の行為は協力でありまして、この二種の適用範囲は職員で市長の命によつて任命された役所職員に対する手当であります。

5 番～私の質問しているのは、職員の身分にある者で徴税業務にたちさわる人に対しては手当が支給されますね。然らば職員でない委託者がこれに該当するところの何らかの手当。支給がありますか。

財政課長～それに代わるということではありますが、それは今年から実施したい納税奨励規程によつて、その行政区に納税額の25%以上に対して百分の5以内を交付するということは補助金が、その行政区に入つてくるということで、その点をカバーして行きたいと思っております。

5 番～新年度からはいわゆる奨励制度が実施されてから手当に代るべき待

(欠席なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時42分)

議 長～再開いたします。(午後3時52分)

議 長～日程第7、議案第21号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由は案にある通りで、要するに役所職員の給与の体系を1
本化したいという意味で取扱いにも困るので、これを一まとめにし
たいという意味で提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時54分)

議 長～再開いたします。(午後4時5分)

5 番～実際に市民が税を納める場合には末端行政の事務委託者である所の
自治会長が直接集める時これは徴税業務の一端であります。この
場合これと関連してどういふふうに取り扱いますか。

財政課長～自治会長との委託契約との内容にもあります通り納税についての
自治会長の行為は協力でありまして、この二種の適用範囲は職員で
市長の命によつて任命された役所職員に対する手当であります。

5 番～私の質問しているのは、職員の身分にある者で徴税業務にたぢさわ
る人に対しては手当が支給されますね。然らば職員でない委託者が
これに該当するところの何らかの手当、支給がありますか。

財政課長～それに代わるということではありますが、それは今年から実施した
い前税奨励規程によつて、その行政区に納税額の25%以上に対し
て百分の5以内を交付するということは補助金が、その行政区に入
つてくるということ、その点をカバーして行きたいと思つており
ます。

5 番～新年度からはいわゆる奨励制度が実施されてから手当に代るべき待

8 番～毎年の定例会でも取上げられておりますが、滞納繰越の新年度予算案には48,000と計上されておりますが、財政課の定員増4名に對して、この滞納繰越がどの程度徴収の見込みがありますか。増員と滞納繰越との関係について御計画があると思いますがその点お伺いいたします。

財政課長～65年度への滞納繰越の額につきましては前年度の納税成績が80%。それから63年度以前の税につきましては50%という調定で計上してありますが、今度の4名の増員ということも先程も申上げました通り、その4名の増によりまして65年度において確実に迅速に課税をするという面での滞納額を減らして行けるんじゃないかと。それからもう1点は新年度から適用して行こうと思っております。納税奨励制度によつて補助金を交付することによつて各行政区の納税意識が啓発されて行くんじゃないかと、その面からの徴収成績の増それからそれに伴いまして、事務内容の課税のおくれる自体人員の不足ということもございますが、事務内容の改善という事も必要になつて来ますので、令書の送付を迅速にやると、それで会計器を購入したいということでもあります。65年度に計上されている前年度の繰越額は徴収成績が80%という想定で計上してあります。

8 番～この定員増は新年度における税の賦課という意味ばかりでなく、出きるだけ動員して過年度の滞納分も徴収して成績を挙げる様にしてもらいたいと思つていますが、どんなものですか。

財政課長～はい今新年度の納税についてのお話を主に申上げましたが、65年度の調査から賦課、そして徴収までスムーズに行くことによつてその年度内の滞納ということはいくらかでも減らして行くと、それから今まで滞納繰越されている税については13,600件の個人の滞納件数が45,000の金額が64年度に繰越された訳なんです、この1万件の件数は今まで個人別にまとめるのに相当の日数を費してあります。それで滞納整理証票と普通申しますが、これが整理されて毎日の徴収が出張徴税或は又現在の様な滞納税金の完納週間においてはもつて行つて個人別の徴収が出きる様な態勢にありますので今後は新年度からは個人別にほとんど70%～80%は當つております。その中で特に高額滞納者、悪質者では65年度から強制執行にもつて行きたいところいうことをする事によつて滞納繰越された分の整理がいけるんだというふうに考えております。

議 長～議案第20号、宜野湾市職員の定数条例の一部を改正する条例については質疑の段階において継続審議にしたいと思つていますが御共議ございませんか。

8 番～毎年の定例会でも取上げられておりますが、滞納繰越の新年度予算案には48,000と計上されておりますが、財政課の定員増4名に對して、この滞納繰越がどの程度徴収の見込みがありますか。増員と滞納繰越との關係について御計画があると思ひますがその点お伺ひいたします。

財政課長～65年度への滞納繰越の額につきましては前年度の納税成績が80%。それから63年度以前の税につきましては50%という調定で計上してありますが、今度の4名の増員というものは先程も申上りました通り、その4名の増によりまして65年度において確実に課税をするという面での滞納額を減らして行けるんじゃないかと。それからもう1点は前年度から適用して行こうと思つております。納税奨励制度によつて補助金を交付することによつて各行徴収成績の増それからそれに伴ひまして、事務内容の課税のおくれる自治体人員の不足ということでございますが、事務内容の改善という事も必要になつて来ますので、令書の送付を迅速にやると、それで専事会計器を導入したいということでもあります。65年度に計上されていゝ前年度の繰越額は徴収成績が80%という想定で計上してあります。

8 番～この定員増は新年度における税の賦課という意味ばかりでなく、出きるだけ動員して過年度の滞納分も徴収して成績を挙げる様にしてもらいたいと思ひますが、どんなものですか。

財政課長～はい今新年度の納税についてのお話を主に申上げましたが、65年度の調査から賦課、そして徴収までスムーズに行くことによつてその年度内の滞納ということはいくらかでも減らして行くと、それから今まで滞納繰越されている税については13,600件の個人の滞納件数が45,000の金額が64年度に繰越された訳なんです。この1万件の件数は今まで個人別にまとめるのに相当の日数を費しております。それで滞納整理証と普通申しますが、これが整理されて毎日の徴収が出張徴収或は又現在の様な滞納税金の滞納期間においてはもつて行つて個人別の徴収が出きる様な態勢にありますので今後は新年度からは個人別にほとんど70%~80%は當つております。その中で特に高額滞納者、悪質者では65年度から強制執行にもつて行きたいところということをする事によつて滞納繰越された分の整理がいけるんだというふうに考えております。

議長～議案第20号、宜野湾市職員の定数条得の一部を改正する条例については質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

うふうな訳で前議会において臨時採用として6名を計上したのは、どうしてもその際採つておくと採れないと云う所から、前からこれは申上げてありましたが、それが本議会で本採用したいと云う訳であります。

- 3 番～課長と致しましては、実際仕事に使える人員と云うのは、現場で自分から手をとつて測量し或は市長の施策により、或は計画によつて年期を入れて計画を実行に移すと云う技術員は一体何年かかつたらそう云う一人前の技術員として能力を発揮する様になれますか。

建設課長～これはその環境その人の努力によると思ひますが、大体主任と云う程度に行きますと4～5年は必要な期間じやないかと考へて居ります

- 3 番～宜野湾市の現状から考へた場合に計画から早く実施に移してもらい度いことを期待しているのでござりますが、今の様に只首だけそろえれば良いと云うことよりは、もつと優秀な技術者を高級で雇うと云つ様な考へは持つた事はないかどうか。

建設課長～これは御説明の通りであります。そう云う方々が集つていただくこととは非常に建設の爲にプラスになると思ひます。自分の範囲内で3回程そう云う折衝も致しましたが、仲々各人仕事をもつている關係上誘致出来ないと云う難点があつたので非常に困つた事もあります。

- 3 番～そう云う方々に課長あたつた場合に、給与の關係で来ないのか、それとも給与面は実力次第で充分優ぐうするからと云うことで折衝しているのか、或は単なる役所の給与条例がそれだけであるからこれ以上は出せないが来てくれんかと云うふうにしておりますか。

建設課長～この件につきましては、あくまでも自分の考へであります。まだ事業に着手していないと云うのが1つの原因でないかと思ひます。と云ひますのは、こういう方々にしても事業に着手していると云うことになつて始めてその自分達の働くと云うことを考へて来るんじゃないかと思ひます。その意味でまだ時期が一寸早いんじゃないかと思ひます。

うふうな訳で前議会において臨時採用として6名を計上したのは、どうしてもその際差つておかんと差れないと云う所から、前かもこれは申上げてありましたが、それが本議会で本採用したいと云う訳であります。

3 番～課長と致しましては、実際仕事に使える人員と云うのは、現場で自分から手をとつて測量し或は市長の施策により、或は計画によつて年期を入れて計画を実行に移すと云う技術員は一体何年かかつたらそう云う一人前の技術員として能力を発揮する様になれますか。

建設課長～これはその環境その人の努力によると思いますが、大体主任と云う程度に行きますと4～5年は必要な期間じやないかと考えて居ります。

3 番～直野湾市の現状から考えた場合に計画から早く実施に移してもらいたいことを期待しているのですが、今の様に只首だけ付そろえれば良いと云うことよりは、もつと優秀な技術者を高級で雇うと云つ様な考えは持つた事はないかどうか。

建設課長～これは御説明の通りであります。そう云う方々が集つていただくこととは非常に建設の爲にプラスになると思ひます。自勞の範囲内で3日程そう云う折衝も致しましたが、仲々各人仕事をもつている關係上誘致出来ないと云う難点があつたので非常に困つた事もあります。

3 番～そう云う方々に課長あつた場合に、給与の關係で来ないのか、それとも給与面は実力次第で充分優ぐうするからと云うことで折衝しているのか、或は單なる役所の給与条例がそれだけであるからこれ以上は出せないが来てくれんかと云うふうにしておりますか。

建設課長～この件につきましては、あくまでも自分の考えであります。まだ事業に着手していないと云うのが1つの原因でないかと思ひます。と云ひますのは、こういう方々にしても事業に着手していると云うことになつて始めてその自分達の働きと云うことを考えて来るんじゃないかと思ひます。その意味でまだ時期が一寸早いんじゃないかと思つてあります。

32

すか。認可後のいわゆる着工しますその時点においてもこの5名の増員で充分処理して行けると云う前提でのこれは増員ですか。

建設課長～はい。そうです。

5 番～その時になつて又新の増員と云うことになりますか。

建設課長～そうです。

5 番～それならば、必要になつてすぐ採用しても人と云うのは使えるものではないです。今で事業そのものに自らの課された任務に遂行するには前もつて準備期間が必要であります。そう云うふうな点を考慮されてもう少し増員すると云うふうな考えはないですか。今までの当局の答弁は建設課に限らず人員不足と云うことを真先に挙げられて居ります。全ての事業の遅延とか、能率においてかんばしくない様な成績、そう云つたものを聞かれた場合には、人員不足と云う口実が真先の理由に挙げられて居ります。今後はそう云うことがない様にやはり必要な人員は確保しなければいけないと思ひますが、その点は建設課長はその立場から執行責任者の市長に対して十分に説明して人員獲得に努力されねばならないと思ひます。

建設課長～事業の内容については、市長その他上司の方にも良くその程度説明はして居ります。ところが事業そのものが非常に地域においても広大である関係上、それについて陳容の果定と云うものも概略は打合わせはしてありますけれども現段階ですぐと云う訳にはいかない訳には行きませんので一応事業面を考慮してその後に対策を講じて行こうと云うふうに考えて居ります。

5 番～予算議会に備えて建設課長は自分の担当する建設課の予算の要求を上司に提出された事がありますか。その時にその必要な増員を何名要求されましたか。案には6名となつて居りますが、要求は何名なされましたか。

建設課長～7名要求してあります。

5 番～7名ですか。

3 番～その事に関連して質問しますが、市長は殖大出た人と、工業高を出た人を臨時に雇つているのを定員化すると云うことでありますが、実際上はこれは増員でないと思ひますがどんなものですか。

建設課長～本議会においてどうしても増員をすると云うことは前から話してありました。それでどうしても7月に採用することは非常に手遅れだと若し出来ましたら学校を卒業した時期でないと思はれるものでないと云

いつても実施設計並みの金額までついでいかないと工合悪いと、そう
云う点から都計に2名をあてがうてこの方も今の事務ではどうもま
くいかなところを2名増員することによつて或る程度確実に処理され
るんじゃないかとこう思つていふ訳であります。それよりもう1名
であります。先にも申し上げました様に市街地一般に路面が悪くてどう
にもならないと、この方の打開策として役所の方にもついている機械が
4名ありますが、これを充分に活用して行きたいと、それから今後の
方針であります。これは現在までは業務単位の人員配置でありまし
たので建設に起る仕事は建設課の取員が適宜それに順応して速く済ま
せると云うふうなやり方をして居りましたが、それでは余り思わしく
ないとこれをもう少し系統だてた所の事務の処理をやつて行こうとそ
う云う構想の下に業務単位にもつて行つたらどうか、云うのが現在の
あり方であります。それでもし都計事業におきまして事業が発足すれ
ばその事業に依じた所の陳容を確定しまして、それによつてその事業
を中内で進めて行つたらどうかと云いますのは都市計画事業でありま
すので色々な事業が含まれます。特に今いろいろ要望がございます。
埋立事業にしましても、これはどうしても今の陳容では恐らく実際上
の運営については無理なところがあります。それに就きましては、そ
の事実内からどうしてもその人員を生み出して行かなければいけない
だから事業による人員の確保と云うことは起り得るんじゃないかと思
われます。区画整理事業の場合でも事業が発足しましてその事業が当
然広い段階になりますと、それだけの人員をあてがうてその事業の中
に必要な人員を充てると云う事業主体による方向に向けつつありま
す。そう云う意味で現在いくらかの手不足がありまして6名の増員であ
りますのでこれだけで現段階まではがんばつて行きたいと云う考
えがあります。

19番～問題は結局去年見たいな事になりませんかと云うことです。

5番～定数条例の件についてお伺いします。現時点におきましては都計事業
並びに区画整理事業は実施を前提としての準備段階であります。した
がつてこの条例は現状において必要であることになるのか、或は又都計
事業、区画整理事業は認可なつた際即ち認可後の事業そのものの着
工に備えて必要である条例であるのか、その辺を御説明願います。

建設課長～お答え致します。先程も申し上げた様に現段階における事務の整備と
云うのが賦目であります。事業毎にその事業の規模と期間に依りまし
て又その事業から産み出して増員を考えて行くと云う訳であります。

5番～事業いわゆる都計並びに区画整理がやがて認可なると聞いて居ります
が認可なつた場合はいよいよ着工と云うふうになると思いますが、そ
の場合に後どの位増員する予定ですか。来年あたりからはほとんど着
工の運びとになるはずですが、この5名の増員で大体間に合いそうで

1 答～現在の滞納額の繰越については本会計年度で徴取出来る見込みがありますか。

財政課長～今までの滞納額の\$45000の中には58年度まで6～7ヶ年分の税金が残つて居りますので、その中には調査の結果においては相当な不納欠損額が出るものと見込んで居ります。それで現在徴取の\$18000を除いても、尚まだ1万余千ドルの未納額が残つて居りますが、そう云う滞納整理を意味において今度6月～7月～8月の3ヶ月にわたつて1週間から10日の納税運動週間を展轉して行く訳でありまして、完全徴取とまではいかなくとも現在の目標額滞納繰越の60%の徴取目標を立ててやつて居る訳です。

19 答～建設課長にお伺い致します。前に定数条例が改正された場合に本市の場合は都市計画と云う大きな事業の部門があるけれども異してそれだけの陳容で充分やつていけるかどうか、と云う事を質問致しました所充分やれると云う答弁でありましたけれども、それが1ヶ年も過ぎない今は又5名の増員が必要だと云つて居る様であります。その当時において我々としてはこれでは少いと思つても増員の必要はないかと思つた訳であります。又やがてマスタープランも認められ、日政援助もそれだけ期待できると話は聞いておられますけれども、そう云つた場合に對し仕事分量と云うのが増すと云うことが云えると思つて居ります。現在の建設課の状況を見て見ますと非常に仕事が繁雑していると、私から考えますとすでに現時点においては、土木関係は分課して然るべき時期でないかとかういうふうな考へる訳であります。この5名の増員によつて今後派生する仕事分量を果して充分にやつて行けるかどうか。又年度内であるか否かを殖うと云うふうな格好で次の未会期に本採用をするか否かにはせんかどうか。

建設課長～只今の御質問にお答えします。前の議會で定員の事でこの人員じや足りないのではないかと云う議會の方からの御要望がござりまして増員したらどうかと云う事が非常に要望された訳です。その当時はまだプランの段階でござりまして、早速これだけの人員を要すると云う事はまだ考へていなかつた訳であります。今年度においてまうしても6名は増員しなければならぬと云う状態になつて居ります。と云いますのは最近非常に建築の件数が殖えたと云うから区画整理の方がどうしても今の現状では追いついて行けないと云う立場から区画整理の方に3名の増員をしまして換地の事務を早くしまして地主に換地を發行したいと云うのが班名をあてがうと云うのが現在の段階であります。更に2名の方は都市計画の方が日政援助の方が毎年資料を要求されて、特に本府のことでござりまして、56年～58年までの計画をなるべく早く出してくれと、こう云う要望がござりまして特に日政援助の場合は概算でいつても、そこに差額が出ると非常に訂正がしにくい訳であります。それでどうしても或程度概算で

条の1項で示してあります様な、中にはその勤務に就く自体が危険である。或は不ゆかいである。或は不便であるというふうにその状態自体のとらえ方でありませんが、これからいたしますと徴収税等は一応不ゆかいであるというふうなことも一応想定されると、それをして通常ではない特殊な状態の勤務であると、徴収税自体のその行為いわゆる市民に対する税の認識を高めるとか或はその段階においていろいろ問題があると思いますが、そういう意味からそれらの勤務は特殊性をおびているということで特殊勤務として認めるという訳であります。

8 番～再三申上げますが、徴税のために外に出る場合は不ゆかいであるとかいう事が出て居りますけれども、これは厳然たる公務執行でありまして、不ゆかいであるとかいうことは考えられない。普通勤務の公務執行における延長だというふうに私は考えます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議長～再開いたします。(午後4時44分)

10番～検針業務も特殊とみなした理由を御説明願いたい。

水道課長～只今も財政課長さんからお話がありました様に宜野湾の場合は特に外人地域が多くて再三にわたって今郵政庁あたりでもいぬのいる所は配達をしないという条例を設けてありますが、若しそういったものがあれば特殊性といったふうには考えられませんが、今の所イヌにかまれたり又外人に文くをいわれたりして仲々やり難い所がある様です。或る程度危険性を帯びている所がありますので、特殊性と見なしております。

10番～検針は普通屋敷以外じやないですか。

水道課長～屋敷内です。

議長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議長～日程第8、議案第22号、宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを継続いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

条の1項で示してあります様な、中にはその勤務に就く自体が危険である。或は不ゆかいである。或は不便であるというふうにその状態自体のとらえ方ではありますが、これからいたしますと徴収税等は一応不ゆかいであるというふうなことも一応想定されると。それからして通常ではない特殊な状態の勤務であると。徴収自体のその行為いわゆる市民に対する税の認識を高めるとか或はその段階においていろいろ問題があると思いますが、そういう意味からそれらの勤務は特殊性をおびているということで特殊勤務として認めるという訳であります。

- 8 番～再三申し上げますが、徴収のために外に出る場合は不ゆかいであるとかいう事が出て居りますけれども、これは厳然たる公務執行でありまして、不ゆかいであるとかいうことは考えられない。普通勤務の公務執行における延長だというふうに私は考えます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議長～再開いたします。(午後4時44分)

10番～検針業務も特殊とみなした理由を御説明願いたい。

水道課長～只今も財政課長さんからお話がありました様に宜野湾の場合は特に外人地域が多くて再三にわたって今郵政庁あたりでもいぬのいる所は配達をしないという条例を設けてありますが、若しそういったものがあれば特殊性といったふうには考えられませんが、今の所イヌにかまれたり又外人に文くをいわれたりして仲々やり難い所がある様です。或る程度危険性を帯びている所がありますので、特殊性と見なしております。

10番～検針は普通屋敷以外じゃないですか。

水道課長～屋敷内です。

議長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議長～日程第8・議案第22号、宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由についてはプリントの通りであります。前細部については御質疑にお答えしたいと思っております。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時48分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一所を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由はプリントの通りで以外のことについては御質問にお答えいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時51分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案も質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由についてはプリントの通りであります。尚細部については御質疑にお答えしたいと思っております。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時48分)

議 長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第23号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一所を改正する条例についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由はプリントの通りで以外のことについては御質問にお答えいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時51分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案も質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程第10、議案第24号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由に書いてある以外は課長の方で説明していただきます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時53分)

議 長～再開いたします。(午後4時59分)

議 長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～日程第11、議案第25号、宜野湾市手数料及び費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～現行の条例がドル切替え当時のままで増徴が切替えの時のままで、やつて居りまして今日では増徴の整理或は社会の情勢においても増徴は考えられるし、他市町村においてはすでに実施されて居りますが、本市においても今度改正して改めて行きたいと思いますが、よろしく願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～質疑省略の動議を提出いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時)

議 長～再開いたします。(午後5時1分)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～日程第10. 議案第24号, 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に書いてある以外は課長の方で説明していただきます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時53分)

議長～再開いたします。(午後4時59分)

議長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～日程第11. 議案第25号, 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～現行の条例がドル切替え当時のままで端数が切替えの時のままで、やつて居りまして今日では端数の整理或は社会の情勢においても増額は考えられるし、他市町村においてはすでに実施されて居りますが、本市においても今度改正して改めて行きたいと思いますが、よろしく願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～質疑省略の動議を提出いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時)

議長～再開いたします。(午後5時1分)

5 番～本案は質疑、審査を要する必要は何もなく原案通り可決して良い様な案件だと思いますので、質疑討論省略の動議を提出いたします。

議長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

5 番～この手数料と申しますのは私の詳しくはわかりませんが、市民の中の特定のものに特定のおん恵を行政体から受ける代価と私は考えております。そこで或る程度妥当な金額を設定することは好ましいこととあります。したがってこの案によるところの手数料は非常に妥当な額だと私は思います。依つて本案件は質疑討論を省略することを動議として提出いたします。

16 番～賛成と呼ぶ

議長～只今5議員から本案件については質疑討論を省略して採決に付してもらいたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、副議長は成立いたしました。お諮りいたします。本案については質疑討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～では議案第25号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時15分)

議長～再開いたします。(午後5時20分)

議長～日程の追加をお願いいたします。日程第23に一般質問を追加願います。一般質問の予定は6月15日頃になつておりますので御了承願います。

5 番～本案は質疑、審査を要する必要は何もなく原案通り可決して良い様な案件だと思しますので、質疑討論省略の動議を提出いたします。

議長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

5 番～この手数料と申しますのは私の解しやくによりますと、市民の中の特定のものが特定のおん恵を行政体から受ける代価と私は考えております。そこで或る程度妥当な金額を設定することは好ましいことあります。したがってこの案によるところの手数料は非常に妥当な額だと私は思います。依つて本案件は質疑討論を省略することを動議として提出いたします。

16 番～賛成と呼ぶ

議長～只今5議員から本案件については質疑討論を省略して採決に付してもらいたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。お諮りいたします。本案については質疑討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～では議案第25号、宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時15分)

議長～再開いたします。(午後5時20分)

議長～日程の追加をお願いいたします。日程第23に一般質問を追加願います。一般質問の予定は6月15日頃になっておりますので御了承願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時21分)

議長～再開いたします。(午後5時22分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後5時23分)

議 長～暫休憩いたします。(午後5時21分)

議 長～再開いたします。(午後5時22分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後5時23分)